

# 社団法人静岡県薬剤師会 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人静岡県薬剤師会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を静岡市駿河区馬淵二丁目16番32号に置く。

(目 的)

第3条 本会は、薬学薬業の進歩発達および公衆衛生の普及向上をはかり、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 薬学の振興に関する事業
- (2) 薬事衛生の向上普及に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及指導に関する事業
- (4) 学校保健その他集団施設の環境衛生の向上に関する事業
- (5) 優良医薬品等の普及および流通の適正化に関する事業
- (6) 薬剤師の職能向上および道義昂揚に関する事業
- (7) その他目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会は、静岡県内に住所または勤務場所を有する薬剤師または薬事に関係ある者をもって構成する。

(会員の区分)

第6条 会員は、正会員および賛助会員とする。

- 2 薬剤師は、正会員となることができる。
- 3 薬剤師でないが、薬事に関係ある者は、賛助会員となることができる。

(会 費)

第7条 会員は、総会の議決を経て定めた会費を会長の指定する期日までに納入しなければならない。

(入 会)

第8条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(変更の届出)

第9条 会員は、入会申込書の記載事項に変更を生じたときは、その旨をすみやかに会長に届出なければならない。

(退 会)

第10条 会員は、その旨を会長に届出て退会することができる。

- 2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。ただし、議決の前に本人に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会員の体面を汚し、または本会の名誉をきずつけたとき。
  - (2) 本会の目的を妨げ、または妨げようとする行為のあったとき。
  - (3) 会費を正当な理由がなく2年以上納入しないとき。
- 2 前項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(会費等の不返還)

第12条 退会し、または除名された会員が既に納入した会費その他会員としての義務に基く金品は、返還しない。

## 第3章 役員

(役員の種類および定数)

第13条 本会に、次の役員をおく。

- |     |                  |
|-----|------------------|
| 会長  | 1人               |
| 副会長 | 4人               |
| 理事  | 30人以内(会長、副会長を含む) |
| 監事  | 3人               |
- 2 専務理事および常任理事は会長が理事のなかから選任する。
  - 3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員を選任)

第14条 会長、副会長および監事は、総会において正会員中から選任する。

- 2 理事は、会長が正会員中から指名する。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長の命をうけて常時会務を掌理し、会長および副会長ともに事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 常任理事および理事は、会務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または、任期満了の場合を、後任者が就任するまで前任者はその職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 選任された役員が、不適任と認められたときは、総会の議決により解任することができる。

(顧問および相談役)

第18条 本会に顧問および相談役をおくことができる。

- 2 顧問および相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

## 第4章 代議員および予備代議員

(代議員等の選任)

第19条 本会に、代議員および予備代議員をおく。

- 2 代議員および予備代議員は、別に定める規定により、各支部において正会員のなかから選出する。
- 3 予備代議員は、代議員事故あるときは、これを代行するものとする。

(代議員等の任期)

第20条 代議員および予備代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した、代議員および予備代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

### (会議の種類)

- 第21条 会議は、総会、代議員会および理事会とする。
- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。
  - 3 代議員会は、通常代議員会および臨時代議員会とする。

### (会議の構成)

- 第22条 総会は、第6条の正会員をもって構成する。
- 2 代議員会は、代議員をもって構成する。
  - 3 常任理事会は、正副会長、専務理事および常任理事をもって構成する。
  - 4 理事会は、理事をもって構成する。

### (総会の議決事項)

- 第23条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画の決定
  - (2) 事業報告の承認
  - (3) その他本会の運営に必要な事項

### (代議員会の審議事項)

- 第24条 代議員会は、総会に附議すべき事項その他本会の運営に必要な事項を審議する。

### (理事会の議決事項)

- 第25条 理事会は、この定款に規定するもののほか次の事項を議決する。
- (1) 総会の承認および議決した事項の執行
  - (2) 総会に附議すべき事項
  - (3) 総会の承認および議決を要しない会務の執行

### (総会の招集)

- 第26条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2カ月以内に会長が招集する。
- 2 臨時総会は、会員の5分の1以上または監事から、会議の目的を記載した書面による開催の請求があったときは、請求の日からできるだけ早く会長は、招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するには、会議の日時、場所および附議する事項を記載した書面を、少なくとも7日前に送付しなければならない。

### (代議員会の招集)

- 第27条 通常代議員会は、毎年1回3月中に会長が招集する。
- 2 臨時代議員会は次に掲げる場合に会長が招集する。
    - (1) 会長が必要と認めたとき
    - (2) 代議員3分の1以上から、会議に附議すべき事項を示して招集の請求があったとき
    - (3) 監事の連名をもって請求があったとき
  - 3 代議員会を招集するには、会議の日時、場所および附議する事項を記載した書面を少なくとも7日前に代議員に送付しなければならない。

### (理事会の招集)

- 第28条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

### (会議の議長)

- 第29条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。
- 2 代議員会の議長は、代議員会において選任する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第30条 総会および代議員会は、それぞれ構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第31条 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除いて、構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項による書面表決者または表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数または理事、代議員の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長 および出席した構成員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、理事会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第36条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算および決算)

第37条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て総会の議決を得なければならない。

2 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで暫定予算を施行し、その収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第7章 支 部

(支部の設置)

第39条 本会は、県内に支部を置く。

2 支部の細部については、別に定める。

## 第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において、会員の4分の3以上の同意を得主務官庁の許可を受けなければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第41条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項の規定により解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

## 第9章 雑 則

(委 任)

第41条 この定款の施行に関して必要な事項は、この定款で定めるもののほか、理事会の議決により定めた規則による。

## 附 則

- 1 この定款は、許可の日から実施する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項および第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、昭和47年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第23条第1号、第24条、第25条第2号および第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和47年3月31日までとする。

昭和46年8月10日 申 請

昭和46年12月15日 許 可 県 知 事

昭和46年12月25日 登記完了 静岡地方法務局

## 附 則

この変更は、平成12年5月30日から施行する。

## 社団法人静岡県薬剤師会

### 役 員 名 簿

理 事	山 崎 鋭 一	焼津市小川1771番地
理 事	石 田 俊	伊東市松原本町10番15号
理 事	秋 山 美 助	静岡市東草深町1丁目63番地
理 事	平 野 太 郎	浜松市板屋町247番地
理 事	望 月 静 雄	静岡市丸山町1番地
理 事	望 月 恵 作	富士市中央町1丁目12番13号
理 事	石 川 達 郎	静岡市安東2丁目12番13号
理 事	石 津 宏	浜松市海老塚町479番地の11
監 事	山 崎 武 雄	伊東市松原3番地の21
監 事	熊 沢 秀 夫	清水市美濃輪町4番16号
監 事	品 川 央 一	浜松市千歳町101番地